

令和5年度益城町利子補給金に関するQ&A

【全般について】

Q1 どのような制度ですか。

A1 益城町内で事業を営んでいる事業者が、金融機関からの融資を受ける際の利子を補給する制度です。

Q2 どのような人が対象になりますか。

A2 町内で事業を営む中小企業者であり、常時使用する従業員数が、20人以下の製造業、商業及びサービス業を主たる事業とする法人又は個人事業主が対象になります。
また、町税に未納がないことも条件になります。

Q3 本補給金を申請しようと思いますが、申請書作成にあたり支援はありますか。

A3 益城町商工会（096-286-2551）にご連絡をお願いします。

【利子補給対象について】

Q4 運転資金に係る融資を受けましたが、利子補給の対象ですか。

A4 対象外です。「店舗・工場の新築、改装、設備、工場の機械及び駐車場施設」に係る融資が補給対象です。

Q5 店舗の外装・外構工事を行う予定です。補給対象ですか。

A5 対象外です。店舗・工場の新築及び改装とは、内装工事までを指します。また、自宅兼事務所の場合は、事務所分のみが対象になります。

Q6 工場の設備を導入しようと思います。購入金額に制限はありますか。

A6 町内の店舗及び工場に導入する設備一式が40万円以上のものが対象になります。

Q7 車両購入を目的として融資を受けますが、補給対象ですか。

A7 対象になりません。

Q8 駐車場施設を作るにあたり、融資を受けようと検討しています。

A8 補給対象になる駐車場施設は、自動車の駐車のための施設で100平方メートル以上のものを指します。なお、用地購入費は補給対象外です。

Q9 金融機関から融資を2,000万円受けました。対象となる借入金の上限は1,000万円ということですが、補給額はどれになりますか。

A9 補給対象はあくまで1,000万円の分のみになりますので、按分する必要があります。
 $1,000万円 / 2,000万円 = 0.5$ になるので、利子の6割にさらに0.5をかけた金額が補給額になります。

Q10 繰上げ返済した場合の補給額はどれになりますか。

A10 繰上げ返済された場合であっても、補給対象期間中にお支払いされた利子額については補給対象となります。

Q11 利子補給対象期間中の利子及び元本の返済が滞りました。

A11 あくまで補給対象期間中にお支払いされた利子額について補給対象になります。したがって、返済が滞った場合は、利子をお支払いをしていないので補給対象外となります。

Q12 個人事業主として事業を営んでおり、利子補給金の交付決定を受けています。近日中に町外へ転出する予定ですが、引き続き補給を受けることができますか。

A12 本補給金は、町内で事業が円滑に営めるよう支援することを目的としているため、融資を受けている対象の店舗、工場及び事業所が町内にあり、事業を営んでいることが必要です。したがって、本ケースの場合で、個人事業主本人の住所が町外へ転出し、事業所は町に存続している場合は、引き続き補給対象になります。補給金請求書提出時点で店舗、工場及び事業所が町外に転出又は廃業している場合は、補給対象外になります。

【利子補給の期間】

Q13 2023年5月5日に融資決定し、6月15日から償還を開始します。交付申請はいつ提出すればよいですか。

A13 償還を開始した日から、1年以内（本ケース場合は2024年6月14日）に交付申請すれば、2023年6月から2026年5月の3年分の償還分を補給します。交付申請が1年を経過した場合は（本ケースの場合は2024年6月15日以降に提出した場合）交付申請した月の償還分から補給の対象です。ただし、補給期間はあくまで償還を開始した日の属する月から3年以内なので、2026年5月までの償還分を補給対象とします。

Q14 2022年5月5日に融資が決まり、2022年6月15日から償還をしています。1年以内の交付申請を失念してしまい、2023年7月1日に交付申請を提出しようと思います。

A14 本ケースの場合は、2023年7月から2025年5月の償還分まで補給対象になります。補給期間は、あくまで償還を開始した日の属する月から3年以内になります。

【利子補給の請求について】

Q15 1月から12月までに支払った利子の報告はいつまでに行うとよいですか。

A15 例年は1月末日に提出をお願いしております。実績報告書及び請求書の提出の依頼文を1月上旬ごろに町商工観光係より郵送いたします。その依頼文に提出期限の詳細を掲載しておりますので、ご確認ください。

Q16 補給金はいつ頃振込されますか。

A16 例年2月下旬頃を予定しております。請求書や実績報告書等の提出が滞ると、振込が遅くなりますのでご了承ください。



【相談窓口一覧】

◎益城町商工会

- ・ 確認証明書に関すること。
- ・ 融資の相談に関すること。

連絡先：096-286-2551

URL：<https://mashikishoko.jp/>



◎益城町産業振興課商工観光係

- ・ 制度全般に関すること。
- ・ 必要書類に関すること。

連絡先：096-289-8307（直通）

096-286-4523（FAX）

E-mail：syukou@town.mashiki.lg.jp

URL：<https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0032343/index.html>

